

千葉県子ども基本条例検討委員会における部会の設置について

1 目的

条例の骨子に関する検討にあたり、委員同士の議論を深め、専門的・集中的に審議を行うため、部会を設置する。

2 運営方法

- ・委員は原則として1つの部会に所属する。
- ・1つの部会に所属する委員は5人程度とし、それぞれ部会長、副部会長を定める。
- ・部会での審議内容は委員会で報告し、協議の上、決定する。
- ・会議の成立要件や公開等については委員会に準じる。

3 部会（案）

部会名	委員
総則検討部会	
こどもの権利の保障検討部会	
こどもの意見表明と社会参画検討部会	
子どもに関する施策の推進検討部会	

4 所掌事務

各部会において、条例の骨子に関する検討を行う。